令和6年度 コンフォート樫の木「喀痰吸引等研修(特定の者対象)」 受講生募集要綱

1. 目的

介護職員による喀痰吸引等の実施に際し、居宅及び障害者支援施設等において、 必要なケアを安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員 等を養成することを目的とする。

2. 実施主体 登録研修機関 訪問看護事業所 コンフォート樫の木

3. 研修対象者

山形県内の障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等で、「特定の利用者」に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者

4. 基本研修の開催月日及び会場、受講定員

区分	開催月日及び会場、受講定員		
	 期間 	令和6年6月23日(日)、6月30日(日)	
第1回	② 会場	コンフォート樫の木 1Fデイルーム	
基本研修	③ 定員	10人	
	 期間 		
第2回	② 会場		
基本研修	③ 定員		
	 期間 		
第3回	② 会場		
基本研修	③ 定員		

5. 研修内容

区分		分	研修内容		
			講義内容(別紙1のとおり)		
	講義		① 重度障害児・者等の地域生活に関する講義	2 時間	
基	(8 時間)		② 喀痰吸引に関する講義	3 時間	
	(O 14][H]/		③ 経管栄養に関する講義	3 時間	
本		筆記試験	講義の修得状況の確認のため、講義終了後に筆記試験		
研			を実施します。		
修		シミュレータ	シミュレーター演習は、特定行為のイメージを	こつかむ	
	演習	一演習(2時間)	こと(手順の確認等)を目的とします。		
		現場演習	現場演習は、実地研修の序盤に、実地研修協力者宅等		
			において研修講師等が行う喀痰吸引等を見ながら	う利用	
			者ごとの手順に従って演習を実施します。		

区分	研修内容				
	実地研修は、研修講師等の指導の下、実地研修協力者について次に掲げ 特定の行為ごとに実施します。				
	①口腔内の喀痰吸引(通常手順又は非侵襲的人工呼吸器装着者用手順)				
実地研修	②鼻腔内の喀痰吸引(通常手順又は非侵襲的人工呼吸器装着者用手順)				
	③気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順又は侵襲的人工呼吸器装着者用				
	手順)				
	④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下型の液体栄養剤の場合又は半固				
	型栄養剤の場合)				
	⑤経鼻経管栄養(滴下型の液体栄養剤の場合)				

6. 履修科目免除

(1)免除科目と対象者

免除科目	ア 重度障害児・者等の地域生活に関する講義(2時間) イ 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義(喀痰吸引 3時間)			
	ウ 上記科目の修得程度の審査 (筆記試験)			
	エーシミュレーター演習(喀痰吸引 1時間)			
	違法性阻却通知「ALS(筋委縮性側索硬化症」患者の在宅療養の支援につい			
対象者	て」、「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り			
	扱いについて」、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについ			
	て」に基づく研修等の修了者でたんの吸引等を行っていた介護職員等			

(2)免除申請

受講申込書に該当する研修の修了証明書等の写しを添付のうえ、免除希望科目記載のうえ申し込んで下さい。

7. 研修修了の認定方法

以下に記す研修課程において確認及び評価を実施のうえ、それぞれの研修課程に おいて所定の基準に達している者に対し、登録研修機関名にて、利用者名およびケ アの種類を記したうえで修了証明書を交付します。

(1)基本研修(講義)

①筆記試験により喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していること を確認します。

出題範囲	出題数	試験時間
全科目の場合	四肢択一、20問	30分
喀痰吸引に関する科目免除の場合	四肢択一、10問	15分

②総正解率が9割以上を合格とする。9割未満の受講者は2回まで再試験を受けることができます。筆記試験に合格しなければ実地研修に進むことができません。

(2)基本研修(演習)

演習指導講師の指導の下、吸引シミュレーター、経管栄養シミュレーター、その 他演習に必要な機器を用いて行う演習の場合は、手順の確認を目的とし、評価は行 いませんが、実地研修の序盤に、実際に実地研修協力者のいる現場において演習を 実施する場合は、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を習得していることを、 演習指導看護師等が「基本研修(演習)評価基準」で示す手順通りに実施できてい ると確認できた場合に修了とします。

(3) 実地研修

実地研修指導看護師等の指導の下、利用者の協力に基づき実地研修を実施し、喀 痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を習得していることを、実地研修 指導看護師等が「実地研修評価基準」で示す手順通りに実施できていると確認でき た場合、研修修了の是非を判断します。その際に可能な限り、利用者の意見も踏ま えたうえで評価を実施することとします。

8. 受講料

	基本研修	重度障害児・者等の地域生活に関する講義	4,000円	
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害		
		及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危	5,000円	
		険防止に関する講義(喀痰吸引)		
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害		
		及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危	5,000円	
		険防止に関する講義 (経管栄養)		
受		シミュレーター演習(喀痰吸引、経管栄養)	6,000円	
		利用者毎に、1名の研修講師による実地研修実施に	こ要した時間が	
講		1時間までは8,300円(以降30分増すごとに	4,720円)	
	実地研修 となります。(複数の受講者が1名の利用者に対して同時に実地研修を受			
料	場合であっても、研修講師の実地研修実施時間が受講者1名につき1時			
		場合は8,300円となります。)		
		・基本研修受講料は受講決定通知を送付する際に、	「基本研修受講	
		料納付通知書」を同封しますので、期限まで納入	してください。	
	支払方法	・実地研修受講料に関しては、実地研修終了後に追	送付する 「実地	
		研修受講料納付通知書」に基づいて納入してくだ	さい。(入金確	
		認の後、修了証明書の交付となります。)		
	解約条件	・開講日の7日前までに解約連絡の場合、すべての	受講料を返金	
	解判条件 返金の有無	します。返金手数料は受講者負担となります。		
	~==== V	・補講申込みに伴う解約及び返金にはいかなる理由	目があっても対	
		応いたしません。		

9. 受講申込及び受講決定

(1) 基本研修受講申込受付期間

- ①第1回 令和6年5月1日(水)から令和6年5月15日(水)まで
- ②第2回
- ③第3回

(2) 申込方法と申込先

別紙2、基本研修受講申込書に必要事項を記載し、返信用封筒(84円切手を貼付)を同封の上、下記まで郵送してください。

998-0878 山形県酒田市こあら2丁目4-6 コンフォート樫の木

表面に「喀痰吸引等研修受講申込書」と記載してください。

(3) 受講決定通知

基本研修に係る受講決定通知は、各々の開講日の3週間前迄に事業所等に通知します。(研修で使用するテキスト等については研修初日に配布します。)

(4) 実地研修の申込受付

①基本研修修了の場合

筆記試験の結果通知とともに、合格者に対しては実地研修受講申込書を送付し、 受け付けます。その際は、同封する「実地研修実施に関しての調書」の内容に応 じて対応するものとします。

②すでに認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている場合

認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている介護職員等で、新たな特定の利用者、又は既に喀痰吸引等を提供している特定の利用者に新たな部位、又はケアの種類の提供を行う必要がある場合、すでに修了している研修の内容を踏まえ、<u>実地研修受講申込書にて随時受け付けます。</u>その際の実地研修の実施については、「実地研修実施に関しての調書」の内容に応じて対応するものとします。

申込書については、直接下記の募集に関する問合せ先までご連絡ください。

(5) 取消し等について

受講申し込みの内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正があった場合は、受講決定や修了を取り消すことがあります。

10. 問合せ先

(1) 募集に関すること

コンフォート樫の木 「喀痰吸引等研修事業係」 電話 0234-43-1245

(2) 制度に関すること

山形県健康福祉部障がい福祉課

電話 023-630-2275